

第30回新開発食品調査部会 議事録

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【継続審議品目】

(1) 素肌ウォーター（株式会社資生堂）

○阿久澤部会長 それでは、審議を行いたいと思います。まず、初めは継続審議品目の株式会社資生堂の「素肌ウォーター」についてです。本日は、前回の部会で出された許可表示文言を根拠で示されている内容に合った表現に修正すべきとの意見に対し、事業者から修正案が提出されておりますので内容を確認したいと思います。

事務局から、お願いいたします。

○消費者委員会事務局 御説明させていただきます。

テーブルの後ろに、こちらの回答書が水色のファイルで届いております。回答書を1枚めくっていただきまして、使途指摘事項及び回答というところでございますが、指摘としましては申請品に表示されている保健の用途には、「本品はグルコシルセラミドの働きにより肌の調子を整えるので、肌が乾燥しがちな方に適しています」と記載されているが、有効性試験は角層の改善について示されており、肌の調子を整えるという表現は肌全体に対して調子を整えるとの意味に捉えられることから、保健の用途の文言を修正されたい。こういった指摘を出しております。

あわせて、前回の調査部会の議事録をそのまま、委員の御発言の方のお名前を伏せたものでございますが、添附させていただきました。前回の部会では、保湿という言葉が使われたらどうかということで御意見がございました。それにつきまして、厚生労働省に消費者庁経由で一般論として確認を入れたところ、食品に保湿という言葉を使うことはちょっと難しいという御意見が今の段階でございますが、正式ではございませんが、出ております。このことも含めて事業者に伝えたところ、以下の鍵括弧のところですが、「本品は肌から水分を逃がしにくくするグルコシルセラミドを含んでいるので、肌が乾燥しがちな方に適しています。」科学的根拠にのっとった表現ということで、これを提案してまいっております。以上でございます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。それでは、修正案について御意見をいただきたいと思っております。どなたかございますでしょうか。

今回は、この根拠に基づいた表示内容の審議ということになろうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この修正いただいた内容でよろしいということで、本品目の審議はこれで終わりたいと思っております。